

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月22日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育長訓令第3号

新潟市教育委員会事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務専決規程（平成19年新潟市教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び中央図書館」及び「，中央図書館の課」を削る。

第3条第1項中「，中央図書館長」を削る。

第5条の見出し中「決裁権者が不在のときの」を削り，同条中「第1次」及び「（第1次権者が不在の場合は，同表の右欄に定める第2次代決権者）」を削る。

第5条の表を次のように改める。

決裁権者	代決権者
教育長	教育次長
教育次長	課長等
課長等，機関の長	直近下位の職にある者

別表1（1）の表を次のように改める。

項目	教育次長	課長等	係長（係及び室を置かない組織においては，課長等が専決するもの
----	------	-----	--------------------------------

			とする。)
1 告示，公告，公表，公示送達その他 公示をすること。		○	
2 公文書を閲覧に供し，又は公文書の 写しを交付すること。		重要なもの	軽易なもの
3 個人情報取扱事務の登録等並びに個 人情報の開示，訂正及び利用停止の決 定等をする事。		○	
4 諸証明をすること。		○	
5 聴聞に関する事。	○		
6 要綱を制定し，又は改廃すること (市民の権利及び自由の制限に係る行 政指導についての制度を定める要綱及 び予算の執行に係るものある要綱を除 く。)	○		
7 通知，督促，請求，申請，申込み， 届出，照会，依頼，回答，報告等をす ること。		重要なもの	軽易なもの
8 意見の具申及び進達をすること(教 育予算その他議会の議決を経るべき事 件の議案についてのもの及び幼保連携	重要なもの	軽易なもの	

型こども園についてのものを除く。)			
9 通知書，督促状，請求書，申請書，申込書，届出書，照会書，依頼書，回答書，報告書，審査請求書等を受理すること。		重要なもの	軽易なもの
10 許可，認可，承認，取消等の行政処分その他法令，条例等の規定による権限の行使及び指導，勧告等の行政指導をすること。	重要なもの	軽易なもの	
11 所管する公の施設に関する事項  (1) 施設の利用に関する事務を処理すること。  (2) 施設の管理に関する事項		○	
12 教育委員会名義の後援等を承認すること。	重要なもの	軽易なもの	
13 附属機関に対する諮問に関すること。	軽易なもの		
14 庁用自動車の運転従事を許可すること。		○	

別表1(2)の表を次のように改める。

項目	教育次長	課長等
1 職員の日帰り県内等出張を命令すること。	教育次長，事務局 参事	課長等，課等の職員
2 職員の日帰り県外出張を命令すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
3 職員の日帰りを除く出張を命令すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
4 職員の外国出張を命令すること。	事務局参事，課長 等，課等の職員	
5 職員の時間外勤務及び休日勤務を命令すること。	教育次長，事務局 参事	課長等，課等の職員
6 職員の年次有給休暇及び特別休暇を承認し，又は欠勤の届を受理すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員

<p>7 職員の部分休業及び療養休暇（軽勤務）の承認を取り消すこと。</p>	<p>教育次長，事務局 参事，課長等</p>	<p>課等の職員</p>
<p>8 職員の週休日を振り替え，又は半日勤務の割振りを変更し，及びこれらを職員に通知すること。</p>	<p>教育次長，事務局 参事</p>	<p>課長等，課等の職員</p>
<p>9 新潟市職員の勤務時間，休暇等に関する条例施行規則附則第3項の規定による指定をし，又はこれを変更し，及びこれらを職員に通知すること。</p>	<p>教育次長，事務局 参事</p>	<p>課長等，課等の職員</p>
<p>10 職員の勤務時間の割りに関する要綱（平成18年7月1日施行）に基づく職員の正規の勤務時間の割振りを変更し，及びこれらを職員に通知すること。</p>	<p>教育次長，事務局 参事，課長等</p>	<p>課等の職員</p>
<p>11 職員の休憩時間を変更し，及びこれを職員に通知すること（別に定めがあるものを除く。）。</p>	<p>教育次長，事務局 参事，課長等</p>	<p>課等の職員</p>

1 2 職員の休憩時間に係る別の定めに基づく勤務時間の割振り及び休憩時間を変更し、及びこれらを職員に通知すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
1 3 職員の休日の代休日の指定をすること。	教育次長，事務局 参事	課長等，課等の職員
1 4 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を承認すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
1 5 育児又は介護のための早出遅出勤務を承認すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
1 6 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟市条例第28号）第2条第2号の規定又は新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第11号）第2条第1号，第2号及び第4号から第8号までの規定により職員の職務専念義務を免除すること。	教育次長，事務局 参事，課長等	課等の職員
1 7 職員の自家用車の公務使用を許可すること。	教育次長，事務局 参事	課長等，課等の職員

別表2 教育総務課の表14の項中「こと」の次に「（別表1（1）の表16の項に規定するものを除く。）」を加え、同表中19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項の次に次のように加える。

1 8 職員の人事評価に関すること。	重要なもの	軽易なもの
--------------------	-------	-------

別表2 学校人事課の表26の項中「人事評価」を「教職員の人事評価」に改め、「事

項」を「こと。」に改める。

別表2 機関の表項目の項中「（中央図書館においては課長）」を削る。

別表3 文化財センターの表を次のように改める。

文化財センター			
項目	部長	課長	所長
1 文化財センターの事業計画を決定しこれを実施すること。		重要なもの	軽易なもの
2 文化財センターの施設，設備，備品等の利用に関する事務を処理すること。			○
3 文化財センターを臨時に開館し，又は休館すること。		○	

#### 附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。